

市の関与のあり方に関する指針

平成 28 年 2 月
湯沢市行財政改革推進本部

はじめに

本市は、平成 17 年の市町村合併以降、3 期 10 年に渡って行財政改革プログラムに取り組み一定の成果を挙げてきたものの、市の活動領域については、「この仕事は市が行うべきものか」、「なぜこの仕事を市が行っているのか」といった考え方が整理されないまま、その多くが前例踏襲によって継続され、また、新たなニーズに伴って拡大を続けてきた状況にあり、十分な見直しや点検が行われているとはいえない状況にあります。

特に、長い年月をかけて継続している業務については、開始当時とは社会環境が変化していることや、地域団体等が解決すべき課題に市が関与することによって、かえって住民自治を阻害している場合があります。

他方、国においては、平成 18 年に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行されて以降、行政のスリム化を目的として各種の施策が展開されており、近年は、行政改革推進本部や経済財政諮問会議の中で、「大胆かつ柔軟な民間活用」、「公的部門の産業化」などを始めとする公共サービスのイノベーションが盛んに議論されています。

今後、複雑多様化する課題の対応を続けながら市民満足度を高めるためには、補完性・近接性の原則に立ち返り、市民と行政が協働で質の高いまちづくりを進められるよう、公的関与のあり方を時代に適合させなければなりません。

こうしたことから、市の関与の考え方や必要性などについての基本的事項を整理し、既に行っている業務の見直しや新たな業務を検討する際の基準として活用するために策定するものです。

1. 基本原則

- (1) 「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に市の関与は必要最小限とします。
※「民間」とは、地域自治組織・町内会・NPO・各種団体・民間企業など、公的部門以外を総称しています。
- (2) 市が実施する事務事業の中で、関与の必要性が低いものは、廃止や民営化などの見直しを行います。
- (3) 市の関与が必要な場合であっても、効率性の観点から、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入します。
- (4) 市が直接実施すべき事務事業については、更に簡素化・効率化を図ります。
- (5) 特定の個人や団体にサービスを提供する場合は、公平性の観点から、その他の市民に対して合理的に説明できる場合に限り関与します。

2. 市の関与範囲

下表は、市が関与する(税を投入する)範囲を事務事業の性質別に表したものです。
 区分のいずれにも該当しない事務事業については、公的関与の範囲外であり、市の関与の必要性がない、あるいは極めて低いものです。

区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域
1	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で市の直接的な実施が義務付けられているもの ・受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができないもの ・市民が日常生活を営む上で、必要な生活水準の確保を目的とするもの 	行政
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、財産、権利を守り、又は市民の不安解消を図るために、必要な規制、指導、情報提供等を目的とするもの ・社会的弱者等を対象に生活の安定を支援するもの ・新たな社会的ニーズに対して、市が先導的な役割を果たす必要があるもの 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的な必要性は高いが、多額の資金が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完するもの ・民間のサービスでは十分な質・量のサービスが確保できないため、これを補完あるいは指導するもの 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは市内外へ情報発信するもの ・特定の個人や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも利益が及ぶもの 	民間

3. 関与の妥当性

関与の範囲内の事務事業であっても、その後の社会環境の変化や市民ニーズの低下、厳しい財政状況等を考慮すると、関与の妥当性が薄れている場合があります。

次に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、市の関与の必要性が低下していると考えられることから、廃止、民営化、縮小あるいは関与の手法を含めて、事務事業の見直しを検討すべきものです。

- (1) 事業開始時と比較して社会環境が変化、あるいは目的が既に達成されるなど、実施意義が低下しているもの
- (2) 利用者数が減少するなど市民ニーズが低下、あるいは市民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっているもの
- (3) 国や県、他自治体の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地があるもの
- (4) 国又は県において同種のサービス提供が行われている事務事業で、市がサービスを上乘せする特別な理由がないもの
- (5) 民間部門の充実などにより民間と競合しているもの
- (6) 任意的事業のうち、長期に渡り継続している事務事業で、いまだ目的を達成できる見込みが少ないもの

4. 公共サービスを提供する実施主体について

「民間にできることは民間に委ねる」という原則のもと、民間の活力を導入し、市以外の実施主体にサービス提供を委ねる場合には、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事務事業に係る市のコストが削減できること
- (2) 適正なサービスの水準が確保されること
- (3) 法令等により民間活力の導入が制限されていないこと
- (4) 実施主体の検討に当たっては、地域力向上の観点から、地域コミュニティの活用特に配慮すること
- (5) 公平性・公正性が保たれ、併せて守秘義務が担保されること
- (6) 民間活力の導入後に発生すると考えられる物理的・心理的なリスクを考慮し、必要な対策を講じること

新たな公共と民間活力の導入（イメージ図）

